

## 犯罪心理学の研究対象としての市民 裁判員制度と心理学

筑波大学大学院システム情報工学研究科  
上市秀雄

ueichi@sk.tsukuba.ac.jp

## 全体の流れ

- 裁判員制度とは
- 裁判員制度の問題点
  - 裁判員への参加意向の問題
    - 不安感・ストレス・コストをどれだけ感じているか
  - 裁判員裁判に参加した場合の問題
    - 判断・推論の誤り
    - 裁判官や他の裁判員とのコミュニケーション
- 裁判員制度をうまく機能させるには心理学は何をすればよいのか

## 裁判員制度 (lay judge system) とは

- 裁判員制度 (2009年5月21日に施行)
  - 20~70歳までの一般市民から選ばれた裁判員が裁判官とともに、刑事裁判に参加し有罪無罪だけでなく、量刑をも決める制度
    - 欧米の陪審制度: 多くの場合、裁判官とは独立に、有罪無罪を決める(量刑は決めない)
- 裁判員制度が制定された背景
  - 凶悪事件(殺人、放火、強盗、強姦など)に対する司法の判決と市民感情(被害者含む)に乖離が存在
    - 伊田・矢田部 (2005)
    - 一般の人々は、司法判断よりも、刑を重く判断する傾向あり

司法判断と市民感情との乖離をなくし、刑事裁判に市民の意見や価値観を取り入れ、さらに司法に対する信頼感を回復するために制定

## 裁判員制度の問題点1: 参加意向

- 裁判員になる確率は思いのほか高い
  - 裁判員候補者名簿に掲載される確率
    - 年間約1/352(読売新聞, 2008)
  - 裁判員あるいは補充裁判員になる確率
    - 年間約1/5000(最高裁判所, 2008a)
    - 20歳の人が70歳までになる確率: 約1/100
- 裁判員制度が始まることを知っていた人は90%以上(2008年1月時点)
- しかしながら、裁判員裁判への参加意向は、16%弱と非常に低い(最高裁判所, 2008b)
  - しかも、裁判員になることへの不安も大きい

## 裁判員として裁判に参加することに ストレスを感じている

- 事件に対する守秘義務
- 事件の詳細を聞いたときや被害者や事件現場の写真を見たときのショック
- 判決を下すことへのストレス
  - 自分の判断が正しかったのかという思い
  - きわめて厳しい判決を下したときの後悔や自責の念など

裁判員制度を機能させるためには、裁判員になることへの不安感・ストレスを低減させ参加意向を高める諸要因を明らかにする必要あり

## 参加意向に関する研究

- 上市・楠見(認知心理学研究, 2010)
    - 意思決定研究で用いられる様々な要因を用いて、参加意向に影響する要因間全体の関連性を検討
    - 対象者
      - 首都圏在住の20-70歳、321名(男138名,女183名)
- |              | 職業別 |    |       |     | 計   |
|--------------|-----|----|-------|-----|-----|
|              | 学生  | 主婦 | アルバイト | 無職等 |     |
| 定職なし群(n=153) |     |    |       |     |     |
| 男性           | 4   | 0  | 10    | 12  | 26  |
| 女性           | 6   | 72 | 41    | 8   | 127 |
| 定職あり群(n=168) |     |    |       |     |     |
| 男性           | 86  | 4  | 20    | 2   | 112 |
| 女性           | 38  | 4  | 11    | 3   | 56  |
- 分析方法 (5段階評定(1:あてはまらない~5:あてはまる))
    - 上記対象者を、定職あり群、定職なし群に分類
    - 各項目をt検定。共分散構造分析(多母集団同時分析法)

### 結果：各項目の定職あり、なし群の平均とt検定

感情・ストレス要因	定職なし群	定職あり群	t値
● <b>ストレス</b>			
● 人の人生を左右する判断	4.15 (.97)	3.87 (.97)	2.78**
● 重大事件の判決を下す	4.10 (.98)	3.83 (1.01)	2.39*
● 守秘義務を守ること	3.73 (1.33)	3.81 (1.28)	-0.58
● 裁判員として見られること	3.65 (1.13)	3.32 (1.05)	2.72**
● <b>不安感</b>			
● 間違った判断をするかも	3.95 (1.00)	3.81 (1.01)	1.25
● 法律しらないので正しい判断できず	3.93 (1.10)	3.79 (1.08)	1.18
● 裁判員の仕事を果たせない	3.80 (1.03)	3.87 (.93)	-0.64
● 判事等の意見に左右される	3.71 (1.13)	3.38 (1.18)	2.57**
● <b>後悔予期</b>			
● 誤った判断をしたら後悔する	4.11 (1.00)	3.90 (1.02)	1.82
● 守秘義務違反に問われたら	3.97 (1.15)	3.90 (1.21)	0.59

裁判員裁判に参加することに対するストレス、不安、後悔予期が大きい(特に定職なし群(女性が多い))

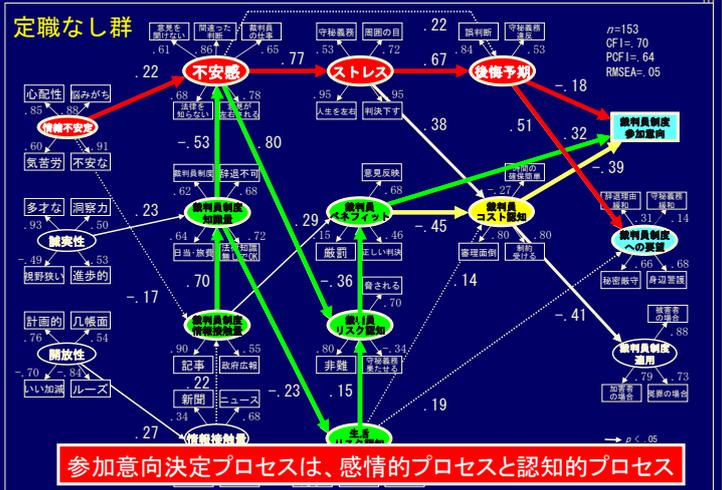
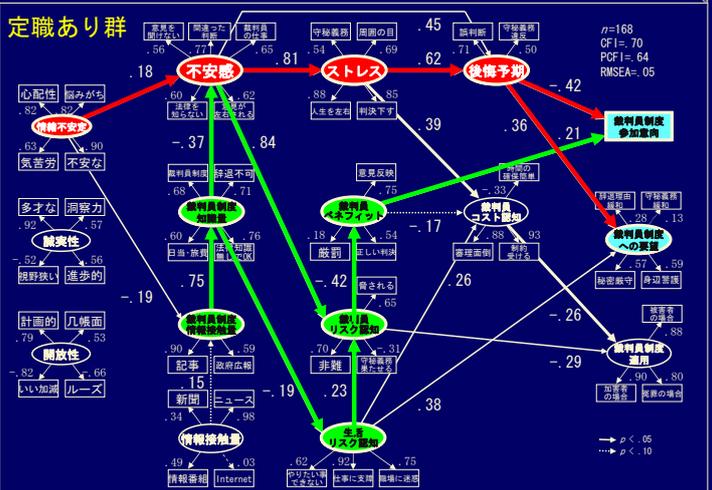
裁判員コスト認知	定職なし群	定職あり群	t値
● 審理の時間を確保できる†	2.52 (1.29)	2.35 (1.29)	1.18
● いろいろな制約うける	3.41 (1.07)	3.40 (1.12)	0.14
● <b>生活リスク認知</b>			
● 短期間でも職場に迷惑	3.84 (1.07)	4.16 (.93)	-2.80**
● 自分の仕事に支障をきたす	3.78 (1.03)	4.07 (.95)	-2.56*

両群とも、「審理時間確保は難しい」と感じている  
定職あり群、「職場に迷惑」「仕事に支障」の傾向大

裁判員制度知識量	定職なし群	定職あり群	t値
● 制度のことを知っている	3.72 (1.14)	3.93 (1.14)	-1.65
● 法律知識がなくてもできること	2.49 (1.39)	2.73 (1.45)	-1.53
● <b>裁判員制度参加意向</b>			
● 裁判員をやりたい	2.11 (1.16)	2.35 (1.28)	-1.71

裁判員制度は知っているが、参加意向は非常に低い  
「裁判員をやりたいか」に、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人は、15.9%(最高裁2008aの15.5%とほぼ同じ)

### 結果：参加意向・要望に影響を及ぼす要因間の関連性



参加意向決定プロセスは、感情的プロセスと認知的プロセス

- **参加意向決定プロセスは2つ**
  - **感情的プロセス** : 不安感→ストレス→後悔予期
  - **認知的プロセス** : リスク→ベネフィット→コスト認知
  - 情報接触が、両プロセスに影響している
  - 感情的プロセスの方が、認知的プロセスよりも、行動に影響している可能性あり(上市・楠見, 2000)

### 参加意向を高めるためには

- 単なる知識を増加させるよりも、不安感・ストレス、コスト認知を低減させるための知識を増加させることが重要かも
- 情報接触を高める⇒適切な知識増加 ⇒不安・ストレス低減⇒理解促進⇒参加意向増加

### 裁判員裁判に参加した場合の問題

- 裁判員は一般市民なので、裁判に関する専門的なトレーニングを受けていない
  - 専門用語の理解、専門知識や方法論に基づく論理的な思考や判断の不足している可能性
    - 法律用語に対する理解は十分なのか
    - 様々な証拠を公平な視点からみることができるのか
    - 論理的な思考に基づいて客観的な判断ができるのか
    - マスコミなどの外部情報からの影響を取り除けるのか
  - **コミュニケーションの問題**
    - 裁判官、検察官、他の裁判員など、他者の意見に左右されずに、自分の意見を述べることができるのか

裁判員の推論や判断に影響を及ぼす要因、裁判官等とのコミュニケーションの問題の検討必要

## 判断・推論の問題

13

- 人は、自分の期待に沿う情報は受け入れやすく、期待に反する情報は受け入れにくい (Gilovich, 1991)
- このため、公平に判断しているつもりであっても、**実際には偏った判断・推論をしている**場合がある
- **確証バイアス** (e.g., Lord, Ross, & Lepper, 1972)
  - 自分の都合のよい情報を重視し、自分の信念に反する情報を軽視する傾向
    - 例: 裁判員が、担当事件のことを報道等で知っており、そしてそれら報道によって、被告人に対する否定的なイメージや感情(嫌悪・怒り、犯人だという意識等)が形成されている場合、
    - その裁判員は、被告人に有利な証拠や事実よりも、不利な証拠を重視する可能性がある
    - そのため厳しい判断を下す可能性が生じる可能性あり
      - 肯定的感情の場合は、被告人に有利な判断となる

- **不採用証拠が有罪無罪判断に及ぼす影響:**  
架空の殺人事件によるシナリオ実験(山崎・伊東, 2005)
    - 裁判で「被告人の自白は違法な取調べによるものなので、証拠として採用しない」と判断された場合、
    - 一見実験参加者は、裁判官の判断に従い、被告人の自白を証拠から除外して、合理的に有罪か無罪かを判断しているように見える
    - が、実は「自白が任意になされているかどうか」という参加者自身の判断に影響されていた
- ⇒裁判官の指示に基づいた合理的な判断ができない可能性あり

14

## 感情の影響

15

- **感情の影響**
    - **上市・楠見(2000)**
      - 人の判断や行動は、認知的プロセスよりも感情的プロセスの方が影響力が強いことを示唆
    - **綿村・分部・高野(2009)**
      - 架空の傷害事件を用いて、事件と全く関係のない情報
        - 犯人ポジティブ情報:  
「犯人が、5000万円と不動産を事件後に得た」
        - 被害者ネガティブ情報:  
「被害者の母親が、交通事故にあった」
      - を与えた場合と、与えなかった場合の被告人の量刑判断を比較させた
      - その結果、全く関係のない情報を提示した場合の方が、提示しなかった場合よりも、量刑を重く判断
- ⇒何らかの情報によって生じた感情が量刑判断に影響

## コミュニケーションの問題

16

- 自分の意見が他者の意見に左右されたり、あるいは同調してしまう可能性あり
  - **藤田(2004, 2008)**
    - 模擬裁判において、裁判官の専門性を認知する裁判員ほど、裁判官の判断を重視する傾向あり
  - **杉森(2006)**
    - グループでの討議において、参加者が、その被告人が犯行を行ったと確信できていないにもかかわらず、自分のグループが有罪と判断すると、自分も有罪と考えてしまう傾向あり
- **この同調は情報量の影響も受ける** (杉森, 門池, 大村, 2005)
  - 裁判資料が長く難解な場合、裁判官の有罪意見を読んで、有罪に傾く傾向あり

## 裁判官と裁判員の

17

- 法律用語に関する知識が異なっていたり、共通の判断基準に基づいて事実認定をして議論を進めないと、上滑りの議論になる場合あり
  - **素朴交渉 (Morimoto, et al., 2006)**
    - 明確な根拠を与えないまま意見を主張したり
    - 提案された仮定に対して十分な検証をせず結論を急いだり、
    - あるいは突然合意形成がおこる議論のこと
  - **これを回避するためには、専門用語を理解してもらう必要あり**
    - しかし、一般人に単純に専門用語を説明しただけでは、専門用語の理解は不十分(山崎・仲, 2008)
    - しかも、専門的な概念用語をわかりやすく言い換えるのも限界がある(五十嵐, 2007)
      - 必ずといっていいほど意味内容のズレを生じるし
      - そのズレが判決に直接影響する可能性大

## 最後に: 裁判員制度をうまく機能させるには心理学は何をすればよいのか

18

- **裁判で必要な知識・スキルの伝達**
    - 欧米の陪審制度では、市民に裁判をするうえで必要な情報を提供
    - このような説示は裁判官にも法を再確認し、正しい適用をするために有用(五十嵐, 2007)
      - 提出された証拠によって判断する必要があること、推定無罪、検察に立証責任があることなど
    - 例: **口頭・文書だけでなく、内容を構造化し、フローチャートのような図で表示することが有用**
      - 西條(2009)
        - 争点の整理や、裁判長の力量だけでは不十分、検察が主張する内容を構造化し可視化する必要あり
      - 杉森(2006)
        - 事件情報提示時に文章などの言語情報だけでなく、**図示情報の提示により裁判員の理解が促進**
- ⇒裁判に対する不安感やストレスも低減するかも

## ● ただし、情報を提示するだけで単純に理解が促進するわけではない

- 確認バイアス (e.g., Lord, Ross, & Lepper, 1972)
- これを避けるための一案: 類推 (Holyoak & Thagard, 1995)
  - 身近ではない抽象的問題は、理解や解決が困難だが、その問題を身近で具体的な表現にすると、簡単に解くことができる (e.g., Griggs & Cox, 1982)
- 最高裁はHPで、広報用の映画を配信
- 裁判員の体験談を聞かせる
  - 模擬裁判をやる前と後とでは、理解が進む (藤田, 2004)
- 感情要因の方が、認知要因よりも、判断や行動に影響する可能性あり (上市・楠見, 2000)
  - 不安感・ストレスを低減する情報を提示することは、制度のメリットを提示することより効果が高いかも

➡ どのように情報を提示すれば、必要な知識を得させ、理解を促進できるのかを明らかにすることが必要

## ● 不安感・ストレス、リスク・コストの低減

- ジャーナリストでさえ悲惨な災害・事件の取材でストレスを感じている (松井, 2007)
- 遺体写真を直視できなかった女性裁判員を解任し、補充裁判員を後任にした (読売, 2010)
- ⇒ ネガティブ感情低減方法を研究する必要あり
  - 例: ストレスマネジメント (e.g., Lazarus & Folkman, 1984)
  - 後悔対処 (e.g., 上市・楠見, 2004)
- 他にも、ストレス緩和、リスク・コストを低減するための施設・制度・環境の整備
  - 最高裁: 「心のケアプログラム」を実施予定 (日経, 2008)
  - 法律の整備
  - 裁判員裁判への参加意欲が高い人でも、60%以上が日程調整が難しい (最高裁, 2006)

➡ ストレス研究、リスク研究等の知見に基づきネガティブ感情低減の方法を検討することが必要

## ● 裁判の日数の短さ

- 短期間で重大な意思決定をすることは困難
- 例: 頼まれ仕事
  - どう考えても引き受けるしかない仕事であっても、「引き受けません」とすぐにはいえない
  - その決定を受け入れて、納得できる時間が、ある程度必要

## ● 裁判員同士が話し合う機会

- 守秘義務があるので、裁判員同士でないと話せないこともある
- 控訴されたとき、その判決などを知りたいという要望もある

## 参考文献

- 新恵理 (2000). 犯罪被害者支援: アメリカ最前線の支援システム. 経書房
- 朝日新聞 (2009). 裁判員経験聞かせてください. 2月27日朝刊
- 藤田政博 (2004). 模擬裁判評議の経験が裁判員制度に対する評価に及ぼす影響: 集団主義的傾向・社会勢力認知との関連で. 法と心理, 3, 68-80.
- Griggs, R.A., & Cox, J.R. (1982). The elusive thematic-materials effect in Mason's selection task. British Journal of Psychology, 73, 407-420.
- Holyoak, K. J., & Thagard, P. (1995). Mental leaps: Analogy in creative thought. Cambridge: MIT Press.
- 吉川肇子 (1999). リスク・コミュニケーション: 相互理解とより良い意思決定をめざして. 福村出版
- Lazarus, R.S., & Folkman, S. (1984). Stress, appraisal, and coping. New York: Springer Publishing Company, Inc.
- Lord, C. G., Ross, L., & Lepper, M. R. (1979). Biased assimilation and attitude polarization: The effect of prior theories on subsequently considered evidence. Journal of Personality and Social Psychology, 37, 2098-2109.
- 松井博 (2007). ジャーナリストの倫理ストレスケアに関する心理学的研究. 報道人ストレス研究会
- 松本隆博・堀見智樹・中谷内一也 (2005). リスクコミュニケーションに対する送り手の評価: 原子力広域担当者を対象として. 社会心理学研究, 20, 207-220.
- 松澤伸 (2002). 市民と裁判官のコミュニケーション: 北欧の参審制と我が国の裁判員制. 法と心理, 2, 41-49.
- Morimoto, I., Saijo, M., Nohara, K., Takagi, K., Otsuka, H., & Okumura, M. (2006). How do ordinary Japanese reach consensus in group decision making? Identifying and analyzing naive negotiation. Group Decision and Negotiation, 15, 157-169. 日本経済新聞 (2008) 裁判員に「心のケア」事件処理・審判決める責任・職責. 裁判後. 無料相談など. 4月10日朝刊
- 大和田真子 (2003). 犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究. 風間書房
- 西條美紀 (2009). 詳細における審判理論. 法と心理, 8, 5-10.
- 最高裁判所 (2008). 裁判員制度の制度設計等に関する調査研究報告書. 「裁判員制度についてのアンケート」実施と分析 (概要版). 最高裁判所. 2008年4月1日. <http://www.saihinin.courts.go.jp/topics/pdf/houkokusyo.pdf> (2009年2月20日)
- 最高裁判所 (2008a). 裁判員制度に関する意識調査. 最高裁判所. 2008年4月1日.
- 最高裁判所 (2008b). よくわかる「裁判員制度Q&A」(第2版). 最高裁判所.
- 杉森伸吉 (2002). 裁判員制における市民-専門家の異質性の認知: 集団主義的傾向・社会的勢力認知との関連で. 法と心理, 2, 30-40.
- 杉森伸吉 (2006). 裁判員制度が機能するための心理学的検討課題について. 法と心理, 5, 20-25.
- 上市秀雄・楠見春 (2004). 後悔の時間的変化と対処方法: 意思決定スタイルと自動選択との関連性. 心理学研究, 74, 487-495.
- 上市秀雄・楠見春 (2010). 裁判員制度に対する参加意向・意向に影響を及ぼす認知・感情要因の関連性: 定職の有無による比較. 認知心理学研究, 7(2), 89-101.
- 藤村英一郎・分譲利・高野陽太郎 (2008). 裁判員制における主観的手がかり. 日本心理学会第73回大会発表論文集, 467.
- Weitzer, R., & Kubrin, C. E. (2004). Breaking News: how local TV news and real-world conditions affect fear of crime. Justice Quarterly, 21, 497-521.
- 山崎優子・伊東明司 (2005). 不採用証拠の存在が採用証拠の評価・判決に及ぼす影響について: 社会人と学生が仮想的に裁判員になった場合の比較. 裁判. 法と心理, 4, 47-59.
- 山崎優子・伊東明司 (2008). 「未必の故意」に関する教示が司法修習生と大学生の裁判理解および法的判断に及ぼす影響. 法と心理, 7, 8-18.
- 読売新聞 (2008). 裁判員候補321人に1人. 8月26日朝刊
- 読売新聞 (2010). 遺体写真表示後女性裁判員解任: 福岡地裁. 体調を崩す? 1月21日朝刊